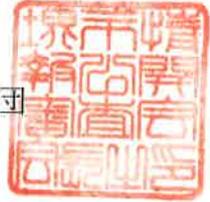


堺情審第22-2-2号  
(答申第111号)  
令和5年11月6日

堺市教育委員会 様

堺市情報公開審査会  
会長 坂本



諮問に対する答申

令和5年3月14日付け堺教政第1907号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	いじめ重大事態調査報告書及びいじめ重大事態追加調査報告書
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

令和5年3月14日付けで諮問のあった「いじめ重大事態調査報告書及びいじめ重大事態追加調査報告書」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定で非公開とした部分のうち、別表に掲げる「非公開とする部分」を除く部分を公開すべきである。

### 第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和4年4月15日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「（令和4年）3月17日に堺市教育委員会が公表した『市立学校におけるいじめ重大事態調査報告書の公表について』で示された『いじめ重大事態調査報告書』及び『いじめ重大事態追加調査報告書』」の公開請求をした。
- 2 実施機関は、同年4月28日、「いじめ重大事態調査報告書 令和2年10月」及び「いじめ重大事態追加調査報告書 令和3年10月」（以下「本件対象公文書」という。）のうち、①いじめの内容に関わる情報、②当該児童生徒の人格や特性に関わる情報、③当該児童生徒が亡くなった状況に関わる情報、④当該児童生徒の過去の行動に関わる情報、⑤当該児童生徒や保護者、関係者（以下当該児童生徒等）の特定につながるおそれのある情報を条例7条1号及び同条6号オにより非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年7月26日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

非開示部分のうち、個人情報に関わらない部分を開示するよう求める。

### 第4 審査請求人の主張要旨

実施機関が非公開とした当該文書の骨格部分は既にテレビ局が報道している。また、6月6日市議会本会議における質疑でも事案の詳細が語られ、その内容は議事録や動画で確認でき、実施機関が非公開とする理由は消滅したと考えられる。また、審査請求人が当該生徒の母親に直接話をうかがったところ、保護者として黒塗りを求めた部分は「家族構成や住所氏名といった基本的な個

人情報であり、いじめの内容や経緯についてはむしろ公開してほしいと主張したが、実施機関が公文書公開の規定に従っていると言って譲らなかった」とのことであった。また、母親は堺市長に対して、自殺といじめの因果関係に関する再調査と黒塗り箇所の開示方法に関する再考を求める要望書を提出しており、母親の意思として開示方法を改めることを求めているのは明白である。

以上のことを踏まえると、実施機関が非公開理由の一つとした条例7条6号を根拠とした「被害児童生徒及び保護者の意向を踏まえて非公開の部分判断しており、非公表部分の最終決定は当該児童生徒及び保護者の同意のもとで行っている。よって最終決定と異なる判断を行うことになれば、被害児童生徒及び保護者との関係悪化を招くことになり、いじめ重大事態対応事務に支障を及ぼすため」ということは該当しない。むしろ、黒塗りにしたことにより母親との関係悪化を招いたとも言え、黒塗り公表によって世間の批判を招き、インターネット上で生徒に関する個人情報や拡散させる結果となった。さらに6月には有識者懇談会で公開のあり方が議論されており、非公開にした実施機関の判断こそが「いじめ重大事態対応事務に支障を及ぼす」事態を招いている。

実施機関が非公開理由とした条例7条1号についても、実施機関の黒塗り公表がネット炎上と個人情報の拡散という事態を招いたのに、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる」などとする実施機関の主張の根拠は具体性に欠ける。

ある都市の報告書は必要箇所のみマスキングをして公表しているが、個人情報の拡散などの炎上行為は招いておらず、審査請求人はそうした差異について指摘し実施機関も認識している。両者のマスキングの仕方と、それによって引き起こされた結果を見比べれば、実施機関が今後も当該文書を非公開とする根拠を探す方が難しいと考える。被害生徒の保護者感情や議会での質疑が公文書に記載される点など総合的に勘案してもマスキングは最小限にとどめ公表すべきだと考える。

## 第5 実施機関の主張要旨

本件対象公文書の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」において、「事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に対応すること」と示されており、さらに個人情報については、「地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」とされている。本件対象公文書は、被害生徒が亡くなっているという重大性を踏まえ、個人特定されないよう配慮することについてご遺族の了解を得ている。

また、本件対象公文書には、被害生徒、加害生徒及び関係者の発言や行動、

実施機関による聞き取り内容などのセンシティブな個人情報が含まれており、第三者に公開されると学校生活や社会生活に混乱を生じさせ、学校秩序や地域社会の維持に支障を及ぼすこととなる。

なお、審査請求人の「事案が既に報道されていたり市議会で質疑されていたりしており、非公開とする理由は消滅している」という主張について、公表は実施機関がガイドライン及び条例に基づき行ったものであり、仮に報道されることがあったとしても、直ちに条例7条1号ただし書きにある「公にされ、または公にすることが予定されている情報」になるとは限らない。また、市議会の質疑についても、公表内容の範囲で答弁しており、本件処分に何ら影響を与えるものではない。

さらに、条例7条6号には該当しないという審査請求人の主張については、公表にあたり担当課が被害生徒の保護者と面談し、公表箇所について確認し同意を得ており、公表後においても保護者から、電話で公表に対する希望を確認している。以上から、条例7条1号及び同条6号オに該当するとして一部公開とした。

最後に、審査請求人は「黒塗り公表によって個人情報が拡散される事態を招いた」と主張するが、非公開箇所の決定は条例7条1号に基づき適正に行っており、そのような主張は当たらない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書のうち、「いじめ重大事態調査報告書 令和2年10月」は、令和2年1月に堺市いじめ防止等対策推進委員会に対して諮問されたいじめ重大事態に関する調査報告書であり、「いじめ重大事態追加調査報告書 令和3年10月」は、当該いじめ事案について追加調査の必要が生じたことにより、同委員会が行った追加調査結果に関する報告書である。

### 2 本件処分の妥当性について

当審査会では本件対象公文書を見分し、実施機関が行った一部公開決定の妥当性について検討を行った。

#### (1) 条例7条1号該当性について

実施機関は、本件処分において条例7条1号を適用した理由を「当該児童生徒等に関する情報であって、他の情報と照合することにより、当該児童生徒等が特定されるおそれがあるため。」とし、弁明書においては「第三者に公開されると学校生活や社会生活に混乱を生じさせ、学校秩序や地域社会の維持に支障を及ぼすこととなる」と主張している。

ここで、条例7条1号でいう「他の情報と照合することにより個人が特定

されるおそれ」を、ある特定の人を持つ情報と照合することによってのみ個人識別が可能となる場合においても適用すれば、非公開部分が際限なく拡大され、公開される情報が極めて限定的なものとなることが懸念される。

したがって、「他の情報と照合することにより個人が特定されるおそれ」は、特定の人だけでなく広く一般の人々においても識別が可能となる場合に適用されるべきものであるが、本件において実施機関が「他の情報と照合することにより、当該児童生徒等が特定されるおそれ」があるとして非公開とした部分には、当該学校や地域の関係者など特定人にも個人識別が可能であると認められる記載が多く含まれており、このことは審査請求人も再弁明書において主張しているところである。

そこで、当審査会では以上の考え方に基づき、本件対象公文書において条例7条1号に該当すると認められる部分の特定を次のとおり行った。

① 当該生徒の学校生活に関する記載

学校での学習活動及び課外活動において、当該生徒、他の生徒及び関係者の個人識別または権利利益侵害のおそれがある記載は条例7条1号に該当する。

具体的には、学校名が特定されるおそれがある記載、当該生徒の個人識別につながるおそれがある学校活動に関する記載、他生徒とのプライベートな人間関係に関する記載がこれにあたる。

② 当該生徒の家庭生活及び家族に関する記載

当該生徒のプライベートな家庭生活や、家族等関係者の個人識別または権利利益侵害のおそれがある記載は条例7条1号に該当する。

具体的には、当該生徒の行為のうち当該生徒及び家族の権利利益侵害のおそれがある記載、家族構成が分かる記載、家庭事情による学校欠席に関する記載がこれにあたる。

③ 当該生徒の心身の状態及びこれに関連する行動に関する記載

当該生徒の心身の状態及びこれに関連する行動に関する記載であって、当該生徒の権利利益侵害のおそれのある記載は条例7条1号に該当する。

具体的には、診断名及びその治療行為等に関する記載がこれにあたる。

(2) 条例7条6号才該当性について

実施機関は、本件処分において条例7条6号才を適用した理由を「いじめ重大事態調査報告書の公表に際しては、被害児童生徒等及び保護者の意向を踏まえて非公開の部分を判断しており、非公表部分の最終決定は当該児童生徒等及び保護者の同意の上で行っている。よって、その最終決定と異なる判断を行うことになれば、被害児童生徒等及び保護者との関係悪化を招くこと

になり、いじめ重大事態対応事務に支障を及ぼすため。」とし、弁明書においては「公表に当たっては、担当課が被害生徒の保護者と面談し、公表箇所について1か所ずつ確認し同意を得ている。さらに公表後も、被害生徒の保護者から、電話で公表に対する希望を確認している。」と主張している。

本号の適用に当たっては、当該事務事業を公開することによる利益と支障とを比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものでなければならず、かつ、当該支障は抽象的なものではなく実質的なものであることを要する。したがって、単に保護者の同意のみによって公開部分を決定することは、本号の趣旨と相入れないと言ふべきである。

しかしながら、公開による保護者との関係悪化及びいじめ重大事態対応事務への支障は、事務事業の実質的な支障として理解できる面があるため、本号の単独適用は難しいとしても、条例7条1号該当部分のうち公開することによってそのような支障につながるおそれが認められる部分については、併せて本号の適用も認めることとした。

以上、上記(1)及び(2)に基づいて検討を進めた結果、別表に掲げる記載を非公開とし、その他の部分を公開することが妥当であると判断した。

- 3 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 3月14日	諮問書の受理
令和5年 4月14日	審 議
令和5年 5月26日	審 議
令和5年 6月23日	審 議
令和5年 7月21日	審 議
令和5年 9月 8日	審 議
令和5年10月 5日	審 議
令和5年11月 6日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石、橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	



1 いじめ重大事態調査報告書 令和2年10月

非公開とする部分		非公開部分	条例7条該当号	理由
ページ	行			
2	8	( )内の9字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	9	( )内の9字		
5	11	「(4)当該生徒の」の次の7字	1号	当該生徒の心身の状態に関する情報のため
	4	行頭4字	1号	当該生徒が死亡した状況が記載されているため
6	22	「…に対し、」と「で起こっていた出来事…」の間の15字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	5	「として」の次の5字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
8	10	「をはじめ」の次の7字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	5	「複数回にわたって」の次の5字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
9	4	「全校生徒数が」の次の数字	1号	当該生徒が在籍していた学校が特定され、当該生徒の個人識別のおそれがあるため
	5	数字(3か所)		
	6	数字(3か所)		
	9	「(2) 当該生徒の」の次の5字		
	10~14	全て		
	15	行頭9字及び行末1字目と3字目		
	16	行末から5字目		
	18~28	18行目3字目から28行目まで		
	29	「(3)」の次の5字		
	32~33	32行目行末14字目から33行目3字目まで		

非公開とする部分		理由	条例7条該当号
ページ	行		
10	10	○)内の9字	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	11	「ア」の次の7字	
	13	行頭から24字	
	14～16	14行目行末1字から16行目2字目まで	
	16	8字目から14字	
	17	行頭4字	
	20	18字目から12字	
	23～24	23行目行末9字目から24行目21字目及び25字目から4字	
	25～28	3字目から28行目まで	
	29	12字目から3字	
11	30	1字目及び18字目から12字	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	32	行末5字目	
	1～2	1行目行末1字から2行目7字目まで	
	2	行末7字目	
	5	5字目及び行末10字目	
	7	6字目から7字及び行末3字目と6字目	
	10	7字目から5字	
	11	行頭から11字及び行末から6字目	
	12	19字目	
	13	5字目から5字	
14	10字目及び12字目		
18	11字目から5字及び行末3字目		
22	行末4字目		
23	10字目		
24	2字目及び17字目から6字		
26	12字目及び28字目		
28	5字目		
29	行末1字		
31	「③」の次から8字		
33～35	33行目16字目から35行目4字目まで		
35	12字目から6字、行末1字目及び行末10字目		

非公開とする部分		非公開部分	条例7条該当号	理由			
ページ	行						
12	1	行末8字目から4字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため			
	2	11字目から5字					
	3	行頭5字、17字目及び19字目					
	4	行末6字目から3字					
	5	16字目及び18字目から3字					
	8	9字目から3字					
	16	「④」の次の7字					
	28	19字目					
	29	3字目から6字及び行末5字目					
	30	16字目					
	34	行末12字目から6字					
	4	16字目から5字			1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
8	16字目から5字						
11~12	11行目5字目から4字及び行末7字目から12行目3字目まで						
13	行末11字目から5字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため				
15	7字目から4字						
17	11字目及び18字目						
18	3字目及び5字目						
20	13字目から5字及び行末から2文字目						
22	行末11字目						
23	行末12字目						
24	行末6字目から2字						
25	16字目から5字						
28	7字目及び16字目から2字						
29	10字目						
30	6字目			1号	当該生徒の人間関係に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため		
32	15字目から10字						
33	9字目から11字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため				
35	行末8字						
						1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため

非公開とする部分		理由		
ページ	行			
14	非公開部分			
	1	行末15字目から13字	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
	3	行末7字目から4字		
	5	2字目から6字及び15字目		
	7	2字目から4字		
	8	2字目から13字		
	12～13	12行目行末3字から13行目17字		
	17	10字目及び20字目から9字		
	20	14字目から8字		
	22	17字目から4字		
	25	( )内の9字		
	27	行頭9字		
	34	行末9字目から6字		
	15	21～22		21行目行末6字から22行目2字目まで
25		11字目から4字		
32		行末8字目		
6		「学級担任及び」の次の5字		
17		行末4字		
23		「学級担任及び」の次の5字		
16	7	「①」の次の4字	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため	
	8	2字目		
	27～28	27行目「その日に」の次から28行目「との人間関係」の前まで		
	28～29	28行目「理由として、」の次から29行目「その日に」の前まで		
	33	5字目		
	1	「当該生徒の」の次の7字		
17	4	「当該生徒が」の次の13字	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であつて、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
	11	「当該生徒の」の次の7字		
	16～17	16行目「になって、」の次から17行目「とされたが」の前まで		
	21	6字目から7字		
	27～28	27行目8字目から28行目23字目まで		
	29	15字目から7字		
18	31～32	31行目12字目から32行目19字目まで	当該生徒の家庭生活及び家庭環境に関する情報のため	
	1	1号		
	1	1号		
	1	1号		

非公開とする部分		非公開部分	条例7条該当号	理由	
ページ	行				
19	3	12字目から7字	1号	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であつて、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
	3～4	3行目行末1字から4行目1字目まで			
	9	11字目から14字	1号、6号才		当該生徒の心身の状態に関する情報のため
20	15	12字目から3字	1号	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため	
	17	19字目から3字	1号、6号才		
	17～19	17行目行末1字から19行目3字目まで			
	20～22	20行目4字目から22行目14字目			
	23	行頭8字	1号		当該生徒の心身の状態に関する情報のため
21	24	6字目から3字及び10字目から3字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため	
	25	行頭3字			
	27～29	27行目20字目から29行目3字目まで	1号		当該生徒の心身の状態に関する情報のため
	1	9字目から10字	1号		当該生徒の心身の状態に関する情報のため
	6	7字目から4字	1号		当該生徒の心身の状態に関する情報のため
22	19	「本件においては、」の次の6字		当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
	26～27	26行目行末4字目から27行目1字目まで			
	27	17字目から3字			
	28	6字目から5字			
	28～29	28行目行末3字目から29行目2字目まで	1号、6号才		当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	30	行末5字目			
	31	1字目、3字目及び6字目から5字			
6	行末10字目から2字				
23	24	17字目から5字		当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため	
	25	9字目から4字	1号、6号才		
	26	16字目から8字			
	20	7字目から5字			
	20～21	20行目行末6字目から21行目2字目まで			
22	行末13字目から2字				
25	行末5字		当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため		

非公開とする部分		非公開部分	事例7条該当号	理由
ページ	行			
24	28	8字目から7字	1号	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であって、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	31～32	31行目15字目から32行目行末4字目まで	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	4～5	4行目「捉えていた」の次の4字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	5	「対応のまずさ、」の次の5字		
	26	「時期が、」の次の6字		
	27	10字目から2字		
	6	「イ。」の次の7字		
7	行頭から「面談において」の前まで	1号	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であって、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため	
25	17	14字目から16字	1号	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であって、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	20～21	20行目12字目から21行目行末13字目まで		
	24～25	24行目「おいては、」の次から25行目「を設置」の前まで		
	31	8字目から8字		
	32	12字目から5字		
	33	4字目から13字		
26	11	4字目から16字	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	2～3	2行目「抱えていた」の次から11字	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	19	「当該校から」の前の6字	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	32	「なされていない中で、」の次の7字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
27	3	「当該生徒が」の次の6字及び「また」の次の7字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	17	「ではない。」の次の4字	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	25～26	25行目17字目から26行目8字目まで	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
29	1	「当該生徒は、」の次の7字	1号	当該生徒の特定につながる可能性があり、当該生徒の心身の状態に関する情報であって、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
	6	「ないだろうか。」の次の5字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
30	29	「当該生徒が」の次の5字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
	30	8字目から3字及び「担任と」の次の5字		
	34	「なお、」の次の9字		

非公開とする部分		行	非公開部分	条例7条該当号	理由
ページ	行				
32～33	32ページ35行目7字目から33ページ1行目1字目まで	1	18字目から9字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
		3	行頭から20字		
		5	19字目から9字		
		6	行末13字目から3字		
		8	4字目から5字		
		9	行末9字目から5字		
33	行末6字目から3字及び行末2字	32	行末6字目から3字及び行末2字	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため
		6	2字目から13字		
37	2字目から13字	6	2字目から13字	1号	当該生徒の特定につながる可能性があるため、当該生徒の心身の状態に関する情報であって、個人の権利利益侵害となるおそれがあるため
39	6字目から8字	15	6字目から8字	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
		20～22	20行目7字目から22行目2字目まで		
40	24行目「票囲気、」の次から25行目「また」の前まで	24～25	24行目「票囲気、」の次から25行目「また」の前まで	1号、6号才	当該生徒の学校での活動に関する情報であり、当該生徒の特定や今後の当該活動の運営に著しい支障が生じるおそれがあるため

## 2 いじめ重大事態追加調査報告書 令和3年10月

非公開とする部分		行	非公開部分	条例7条該当号	理由
ページ	行				
2	「及び」の次の9字 「後者については、」の次の11字	17	「及び」の次の9字	1号	当該生徒が死亡した状況等が記載されているため
		19	「後者については、」の次の11字		
		1～2	1行目「当該生徒が」の次から2行目「当日に」の前まで		
		5～6	5行目行末10字目から6行目行末11字目まで		
3	14字目から7字	10	14字目から7字	1号	当該生徒が死亡した状況が記載されているため
		11	行末8字目から4字		
		13～15	13行目行末13字目から15行目行末まで		
		16	行末15字目から7字		
		17	14字目		
4	9行目「当該生徒が」の次から10行目4字目まで	9～10	9行目「当該生徒が」の次から10行目4字目まで	1号	当該生徒の私的な行動に関し、個人の権利利益侵害となるおそれのある情報のため
		16	行末16字目から5字		
		16	行末16字目から5字		

